

国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本『元秘抄』略解題

An Annotated Bibliography of “Genpisho” preserved in the National Museum of Japanese History (Takamatsumiya Collection)
TAKADA Sohei

高田宗平

はしがき

稿者は、『元秘抄』伝本の書誌学的な調査・研究の階梯として、国立公文書館所蔵の『元秘抄』及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館（以下、歴博と略称する）所蔵の田中穰氏旧蔵典籍古文書（以下、田中本と略称する）に含まれる『元秘抄』の略解題を提示した^①。本稿も、旧稿^{①②}と同様、『元秘抄』伝本の書誌学的な調査・研究の階梯の一環として、歴博所蔵の高松宮家伝来禁裏本（以下、高松宮本と略称する）に含まれる『元秘抄』二本の略解題を提示することにより、『元秘抄』の伝本研究の一助となることを企図している。

『元秘抄』は鎌倉時代の高辻長成（一二〇五～一二八一）が編んだ我が国の年号選定に関する故実書である^②。

ここで、本稿が対象とする『元秘抄』二本が含まれる歴博所蔵の高松宮本について若干触れておきたい。歴博所蔵の高松宮本は、有栖川宮家伝来の蔵書群の一部であったが、一九一三年（大正二）に大正天皇の第

三皇子宣仁親王^{ののみと}が有栖川宮家の祭祀を継承し高松宮の称号を賜ったことにより、有栖川宮家の蔵書群も高松宮家が継承した。

有栖川宮家は、寛永二年（一六二五）に後陽成天皇の第七皇子好仁親王（初代）が創設し、当初、宮号を高松宮と称した。好仁親王は嗣子が無く薨去したため、後水尾天皇の第六皇子良仁親王^{ながひと}（第二代）（好仁親王の王女明子女王と婚姻）が継承した。しかし、後光明天皇の崩御によって、良仁親王が踐祚すること（後西天皇）になり、寛文七年（一六六七）に後西天皇の第二皇子幸仁親王^{ゆきひと}（第三代）が継承し、宮号を有栖川宮と改めた。元禄一二年（一六九九）に幸仁親王が薨去した後、幸仁親王の第一王子正仁親王（第四代）が継承したが、正仁親王は享保元年（一七二六）に嗣子が無く薨去した。これにより、霊元天皇の第一皇子職仁親王^{よりひと}（第五代）が嗣子となった。これ以後、第六代職仁親王^{つねひと}、第七代韶仁親王^{たかひと}、第八代職仁親王^{たかひと}、第九代職仁親王^{たかひと}、第一〇代威仁親王^{なりひと}と、職仁親王の子孫が累代、有栖川宮家の当主となった。

一九八七年（昭和六二）に高松宮宣仁親王が薨去した後、高松宮家が

継承した旧有栖川宮家の蔵書群のうち、(狭義の)有栖川宮家旧蔵書(有栖川家伝来本。主に歴代有栖川宮が蒐集・書写した典籍・文書類)は宮内庁書陵部に寄贈され、禁裏本(高松宮本。中世末期以後、近世前期にかけて禁裏の文庫に集積された蔵書群)は文化庁(国)に譲渡された。禁裏本の大部分は、一九八七年一〇月及び一九九〇年(平成二)に歴博に移管され、現在に至っている^③。なお、禁裏本の一部は文化庁から京都国立博物館、奈良国立博物館に移管された。旧有栖川宮家蔵書の中には、

①一八八三年(明治一六)に熾仁親王がロシア帝国のサンクトペテルブルク大学に寄贈した江戸時代の写本・版本類(現、サンクトペテルブルク国立総合大学東洋学部図書館所蔵有栖川コレクション)、②高松宮家に継承されずに有栖川宮家に残され、威仁親王妃慰子^{やすこ}の薨去後の一九二四年(大正一三)に宮内省図書寮(現、宮内庁書陵部)に移管された有栖川宮家当主の日記・文書など、③同年に東京帝国大学図書館(現、東京大学総合図書館)に寄贈された江戸時代や明治時代の版本など(一部は、後に国文学研究資料館などに管理換えされた)、④修史局(現、東京大学史料編纂所)が有栖川宮家から借り入れ、近年購入した『御湯殿日記』六二冊、が存する^④。

歴博所蔵の高松宮本の多くは、後西・靈元両天皇旧蔵で、江戸時代前期の新作本である^⑤。歴博所蔵の高松宮本の改元・年号関連資料に限って見ても、『温旧知新』一冊(H一六〇〇一〇六五)(外題:後西天皇宸筆)「改元定仗議散状写」八通(H一六〇〇一〇一一)(靈元天皇宸筆)、『改元仗議公卿交名』一冊(H一六〇〇一〇三七)(後西天皇・靈元天皇宸筆)、『行類抄』一冊(H一六〇〇一九二)(奥書:後西天皇宸筆)、『元秘別録』一冊(H一六〇〇一〇二二)(外題:後西天皇宸筆)、『後照念院関白記』一冊(H一六〇〇一〇二二)(外題:奥書:後西天皇宸筆)、「年号字」一通(H一六〇〇一〇二一七)(靈元天皇宸筆)、「年号字」一通(H一六〇〇一〇二一八)(靈元天皇宸筆)、「年

号字」一通(H一六〇〇一〇五一一二)(靈元天皇宸筆)、「年号字勘注」一通(H一六〇〇一〇五一一三)(靈元天皇宸筆)、「年号事」一通(H一六〇〇一〇五一一五)(靈元天皇宸筆)の如く、後西天皇及び靈元天皇の宸筆の典籍・文書が存し、後西・靈元両天皇の手沢本が多いことがわかる。

また、歴博所蔵の高松宮本は、御所本(宮内庁書陵部所蔵)や東山御文庫本(宮内庁侍従職所管)と共通する書目が多く、御所本や東山御文庫本と密接な関係を持つ良質な蔵書群であることは既に指摘されている^⑦。

高松宮本の伝来を検討する上で重要な手がかりとなる書籍目録に、有栖川宮家旧蔵書と関係が深い、東山御文庫本『御本御目録』、歴博所蔵高松宮本『記録目録』、宮内庁書陵部所蔵有栖川宮本『西面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』が存する。以下、先学の研究に拠って、当該三目録に於ける高松宮本『元秘抄』二本の著録状況を紹介し、少しく考察を加えていく。

まず、東山御文庫本『御本御目録』(勅封番号 一二〇一三一二。全一四通の折紙)を見てみよう。当該目録は、田島公氏が解説・紹介し^⑧、石田実洋氏が仔細に検討して、当該目録に著録の書目と現存本との対応表を提示している^⑨。その後、田島・石田両氏の研究を承けて、小倉慈司氏が高松宮本の形成過程解明の一環として、石田氏の対応表作成後にマイクロフィルムが公開された東山御文庫本を加え、新たに当該目録に著録の書目と現存本との対応表を提示するなど、更に精緻な検討を加えている^⑩。当該目録の第一〇通「八(申・庚方)」に「元秘抄 五冊」と著録される^⑪。田島氏は、当該目録について、当該目録の全一四通の内容を提示した上で、「甲上」を中心に検討し、「甲上」以外については今後の検討に待ちたいが、これらの目録(東山御文庫本『御本御目録』一四紙一稿者注)は、筆跡から、一一「亥」と一二「第一之内云々」を除き、

後西天皇が記した書目録に靈元天皇の筆で合点や抹消符、さらには追記の傍書などが記されていると思われるので、「甲上」の検討から類推するに、おそらくは、十七世紀の中頃から後半にかけて、後西天皇が文庫を整理した際に作成した各箱ごとの分類目録の草稿（メモ）を、十七世紀後半～十九世紀初頭にかけて、靈元天皇が継承した禁裏文庫の整理・点検の際にも活用し、一部は別に移すなどの作業を行った際の書き込みが残されたものではないかと推定される。この目録自体は書かれた年次が全く示されず、追筆の経緯も不明であるが、もし、右の推定に誤りがないとすれば、後西天皇や靈元天皇による禁裏文庫の整理・形成過程をうかがわせる貴重な史料である（図版解説二〇五頁）と、初めて当該目録の実態と重要性を指摘している。なお、石田氏は、右の田島氏の「十七世紀後半～十九世紀初頭にかけて」は「十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて」とすべきであることを指摘している（八七頁）。石田氏は、当該目録について、「後西天皇が本目録を記したのは、早くても靈元天皇に譲位した後で、恐らくは最晩年に近い時期であろう。靈元天皇は遅くとも貞享四年には追記をおこなっているから、貞享二年の後西天皇崩御に伴い、形見分けとして靈元天皇に分与された中に、この目録とその所掲書目に対応する書物が含まれていた可能性が高いのではないだろうか。もしもそのように考えて大過なければ、『御本御目録』所掲書目に対応する現存本の半数近くを占める高松宮家伝来禁裏本は、後西天皇から直接有栖川宮家に分与されたものではなく、一度靈元天皇に引き継がれた後、有栖川宮家の蔵するところとなったものと考えられる」と指摘している（八五頁）。小倉氏は、「後西上皇が文庫を整理した際に作成した折紙一四紙からなる目録草稿で、その後、靈元天皇が整理を行った際にも使用し、書き入れがなされている」と指摘した（三五八頁）上で、田島・石田両氏の説を補足・修正し、当該目録の第一紙から第一〇紙に記載の「書目（のうち靈元天皇による追記を除いた部分）は後

西上皇が崩御時まで所有し、その後、一部を除いて靈元天皇の手に渡ったもの」であること（三六〇頁）などを明らかにしている。

前述した東山御文庫本『御本御目録』の「八（申・庚方）」に著録される「元秘抄 五冊」と歴博の高松宮本『元秘抄』五冊（日一六〇―七八一）との員数が符合する。石田氏及び小倉氏に拠れば、当該目録は第一紙から第一〇紙までは後西上皇が記したもので、その一部に靈元天皇が追記したものが存し、当該箇所はその一部の靈元天皇の追記と推定され、「元秘抄 五冊」は『元秘抄』五冊（日一六〇―七八一）に対応すると言う。また、『御本御目録』の「一（亥）」（番号（枝番）「13」）に「元秘抄 五々」の如く、抹消されている。この点についても石田氏（八一頁）及び小倉氏（三五八頁）により、靈元天皇による追記と見られることが指摘されている。更に、石田氏は、「八（申・庚方）」に記された後に抹消されたものかと述べている（八四頁）。

次に、歴博所蔵の高松宮本『記録目録』（日一六〇―一九九一。仮綴冊子本。墨付全二九丁）を見ていこう。当該目録の第一三丁裏（部類〔箱名〕記 一箱、九番に「元秘抄 四冊」、第二四丁裏（部類記 一箱、十二番に「元秘抄 五冊」と各々著録される。^{〔箱名〕}）

当該目録は、小倉真紀子氏により、御所（禁裏）から有栖川宮家に移された国史・系図類・日次記・部類記の目録であること、当該目録に著録された書目は大半が後西・靈元両天皇の作成・蒐集によるものと見られ、靈元天皇（法皇）所縁の品として有栖川宮職仁親王に賜与されたものであること、当該目録の作成時期は享保元年（一七一六）以降で、下限は元文二年（一七三七）であること（靈元法皇崩御（享保一七年八月六日）から間もない頃の可能性）が推定され、更に第二二丁表に「宝曆四七六御前へ出敷」と書人が存することから宝暦四年（一七五四）頃までは高松宮本『記録目録』の記載に基づいて蔵書の管理・出納が実施されていたことが推測されている。^{〔箱名〕}高松宮本『記録目録』に著録される、

「元秘抄 四冊」と歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』四冊（H一六〇〇一〇一〇一）との員数が符合し、「元秘抄 五冊」と歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』五冊（H一六〇〇一〇一七八一）との員数が符合する。小倉真紀子氏に拠れば、当該目録著録の「元秘抄 四冊」は『元秘抄』四冊（H一六〇〇一〇一〇一）に、「元秘抄 五冊」は『元秘抄』五冊（H一六〇〇一〇一七八一）に各々対応すると言¹⁵う。

更に、宮内庁書陵部所蔵の有栖川宮本『西面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』（有栖五〇八六。仮綴横本。墨付全八四丁）を見ていこう。当該目録の第一五丁裏（御記録櫃之部 九番）に「元秘抄 四冊」「元秘抄 五冊」と各々著録される¹⁶。小川剛生氏に拠れば、当該目録の第八九丁表に「時慶應紀元龍集乙丑歳／燕去月改」と奥書が存することから、当該目録は慶応元年（一八六五）八月書写されたものと見做されると言¹⁷う。当該目録作成の事情は、小川氏に拠れば、以下の如くである。織仁親王の王女幸子女王が長州藩第九代藩主毛利斉房の室となり姻戚であることから、有栖川宮家と長州藩は親しく、元治元年（一八六四）七月一八日の蛤御門の変（禁門の変）により長州藩が朝敵となり、同月二七日当主の熾仁親王と嗣子熾仁親王が朝参を停止され、他行・他人との面会が禁じられ、この謹慎は前後三年に亘った。慶応元年七月に禁裏拡張のため、邸は上地となり、移転を命ぜられた。同年一〇月二七日に熾仁親王は輪王寺里坊を、十一月一日に熾仁親王は夷川の別邸を、各々仮寓とした。当該目録はこの移転のために作成されたと考えられると言¹⁷う。また、小川氏により、「元秘抄 五冊」が著録される当該目録の「御記録櫃之部」の書目は、前述の歴博所蔵の高松宮本『記録目録』の書目と重複し、分類も類似することが指摘されている¹⁸。当該目録に著録される、「元秘抄 四冊」と歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』四冊（H一六〇〇一〇一〇一）との員数が符合し、「元秘抄 五冊」と歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』五冊（H一六〇〇一〇一七八一）との員数が符合する。

以上を勘案するに、有栖川宮本『西面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』に著録の、「元秘抄 四冊」は歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』四冊（H一六〇〇一〇一〇一）、「元秘抄 五冊」は歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』五冊（H一六〇〇一〇一七八一）と各々比定してよからう。以上の三つの書籍目録に於ける高松宮本『元秘抄』二本の著録状況を纏めると、以下のことが言えよう。

まず、『元秘抄』五冊（H一六〇〇一〇一七八一）は、東山御文庫本『御本御目録』、高松宮本『記録目録』、有栖川宮本『西面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』に各々著録される。このことから鑑みるに、『元秘抄』五冊は、靈元天皇（法皇）が所蔵し、享保元年（一七一六年）から元文二年（一七三七）の間に有栖川宮職仁親王（靈元天皇の第一皇子）に賜与され、その後の慶応元年（一八六五）八月に於いても有栖川宮家（熾仁・熾仁両親王父子）が所蔵していたと推測される。従って、靈元天皇（法皇）、有栖川宮職仁親王・熾仁親王・韶仁親王・熾仁親王・熾仁親王・高松宮宣仁親王に通蔵されたと推されよう。

次に、『元秘抄』四冊（H一六〇〇一〇一〇一）は、高松宮本『記録目録』、有栖川宮本『西面御文庫宸翰古筆並和漢書籍総目録』に各々著録される。従って、『元秘抄』四冊は、享保元年から元文二年の間に有栖川宮職仁親王に賜与され、やはりその後の慶応元年八月に於いても有栖川宮家（熾仁・熾仁両親王父子）が所蔵していたと推測される。このことから、御所（禁裏）、有栖川宮職仁親王・熾仁親王・韶仁親王・熾仁親王・熾仁親王・威仁親王、高松宮宣仁親王に通蔵されたと推されよう。

略解題

『元秘抄』五冊（H一六〇〇―七八一）と『元秘抄』四冊（H一六〇〇―一〇一一）の書誌事項は、『高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」』及び『高松宮家伝来禁裏本目録「奥書刊記集成・解説編」』（奥書が存する『元秘抄』五冊（H一六〇〇―七八一）のみ）に記されているが、その内容は稿者の調査結果と若干異にしている。以下に書誌事項を記し、略解題とし、些かなりとも右の目録を補いたい。

所蔵機関：大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
コレクション名：高松宮家伝来禁裏本

元秘抄五巻（高辻長成）編 第一冊（巻一）〜第三冊（巻三） 天正一四年（二五八六）写、第四冊（巻四）〔江戸時代前期〕写、第五冊（巻五）〔江戸時代中期〕写 五冊

〔霊元天皇（法皇）〕、〔有栖川宮職仁親王〕・〔織仁親王〕・〔韶仁親王〕・〔職仁親王〕・〔職仁親王〕・〔威仁親王〕、〔高松宮宣仁親王〕 通蔵
資料番号 H一六〇〇―七八一（多函五一四一）

（一）装訂・表紙・外題

該本は包背装（包み表紙）である。表紙は、第一冊から第四冊が後補渋表紙、第五冊が原装渋表紙である。

各冊の法量は以下の如し。

- 第一冊 縦二七・三×横二一・四糎
- 第二冊 縦二七・三×横二一・四糎

- 第三冊 縦二七・三×横二一・五糎
- 第四冊 縦二七・三×横二一・三糎
- 第五冊 縦二七・三×横二一・四糎

各冊表紙中央やや上部に以下の如き墨筆の打付外題が存する。

- 第一冊 「元秘抄一」
- 第二冊 「元秘抄二」
- 第三冊 「元秘抄三」
- 第四冊 「元秘抄四」
- 第五冊 「元秘抄五」

なお、右の各冊の打付外題は同筆である。

第一冊から第四冊の現表紙は後補表紙であることは前記の通りであるが、第一冊から第四冊には、本紙共紙表紙の原表紙が存する。原表紙には、以下の如き、外題等が存する。第一冊から第三冊は左肩に「元秘抄一（〜三）」と墨筆の打付外題が書され、左下に花押が署される。第四冊は中央やや上部に「元秘抄和漢字難」と打付外題が書される。即ち、「和漢字難」を二重墨線にて抹消し、「抄」字の右下に「四」と墨書する。また、第四冊には右端やや上に「四」と巻冊次が墨書される。以上の、第一冊から第三冊の原表紙の打付外題は同筆、第一冊から第三冊の原表紙の花押は同筆である。第一冊から第三冊の原表紙の打付外題と花押は同筆と推測される。

（二）内題・目録

各冊の内題は以下の如し。

- 第一冊 「元秘抄一」
- 第二冊 「元秘抄二」

第三冊 「元秘抄三」

第四冊 「元秘抄」

第五冊 「元秘抄五」

内題に接行にて、第一冊「(格低)和漢惣載年号」/(格低)重號」/(格低)未被用年号」と、第二冊「(格低)和漢年号同字類聚上下」/(格低)漢家年号中我朝未用字自漢至大宋」/(格低)我朝年号中漢家不用字」/(格低)年号勘文書様」/(格低)勘文躰付人々外記來告事」/(格低)菅家人重年号員数」/(格低)年号引文」と、第三冊「(格低)諸例目錄」/(格低)改元月と例」/(格低)進年号勘文人數多少例」/(格低)被用舊勘文例」/(格低)以去年延引勘文次年被用例同依立太子始改元延引例」/(格低)去年延引勘文今年改進例」/(格低)依無勘文不被用舊年号例」/(格低)依無可被用年号被出舊勘文例」/(格低)依無可被用年号列群議儒卿撰申年号例」/(第一葉表)以下、第二葉裏第七行まで続く」と、第五冊「(格低)進年號勘文人數多少例」と、各々目録が存する。

また、第四冊には原表表紙と本文の間に「元秘抄四」と題署し、「(格低)諸例目錄」/(格低)年号字難事」/(格低)反音事」/(格低)可為疊字否事」/(格低)兩字之中有他字事」/(格低)當時御諱可憚一字事」/(格低)被用舊勘文事」/(格低)同不被用事」と目録が書かれた一葉が存する。当該一葉の、料紙は第五冊のそれと同質紙で、筆跡は各冊表表紙(第一冊〜第四冊は後補、第五冊は原装)の打付外題のそれと同筆である。このことから、当該一葉は現装の包背装に改装された時に、補綴されたと推測される。

(三) 款式

無辺無界。每半葉八行。一行字数不等。注小字双行。墨筆の合点、朱筆の合点・校合、朱引、墨滅して訂正、墨筆の挿入符を附して校異注が施さる。ただし、第五冊は朱筆なし。青不審紙貼附。

(四) 本文書写・筆跡

該本の筆跡は以下の如く三筆に分けることができる。

表表紙外題(第一冊〜第三冊は後補、第五冊は原装) ……全て同筆(以下、当該筆跡を便宜的にCと称する)

原表表紙外題(第一冊〜第四冊) ……第一冊〜第三冊(以下、当該筆跡を便宜的にAと称する)、第四冊(以下、当該筆跡を便宜的にBと称する)

目録：第四冊のみ(C)

本文：第一冊〜第三冊(A)、第四冊(B)、第五冊(C)

右の筆跡の分類を纏めると、第一冊本文・第二冊本文・第三冊本文が一筆(A)、第四冊本文が一筆(B)、第五冊が一筆(C)、の三筆である。⁽²⁰⁾表表紙(第一冊〜第三冊は後補、第五冊は原装)の打付外題は全て同筆(C)。原表表紙の打付外題は、第一冊・第二冊・第三冊が一筆(A)、第四冊が一筆(B)である。

本文の書写時期は、第一冊「元秘抄一」首の「和漢年号」に「天正(十四年余及へり)」と記されることから、天正一四年(一五八六)に書写されたと推定される。該本は補配本と推定される。

右に記した筆跡の分類を参考に勘案するに、第一冊本文と同筆の第二冊本文及び第三冊本文も、天正一四年に書写されたと推定される。第一冊から第三冊の原表表紙の打付外題も第一冊本文と同筆であることから、同時期に書かれたと推定される。また、第一冊から第三冊の原表表紙の打付外題と同筆と推測される花押(前述した第一冊から第三冊原表表紙とともに第三冊尾に署され、第一冊尾に痕跡あり。なお、(九)書入等の項に於いて後述する。)も同時期に署されたものだろう。

「天正(十四年余及へり)」以後の「天正^{高五}」、「文祿^四」、「慶長」は、「天正(十四年余及へり)」以前とは筆跡が異なる。「天正^{高五}」、「文祿^四」、「慶長」の各筆跡が同筆であることから、加筆した人物は一人と推定される。

ただし、これらは、一度に加筆されたものか、それとも複数の段階を経て加筆されたものか、断じ難いが、加筆時期の下限は慶長年間（一五九六年一〇月二七日～一六一五年七月一三日）と推測される。

(五) 本文料紙

全冊楮紙。そのうち、第一冊から第三冊の原表紙及び本文料紙は同質紙である。第一冊から第三冊は総裏打修補される。

(六) 墨付葉数

各冊の墨付葉数は以下の如し。

- 第一冊 二八葉
- 第二冊 二八葉
- 第三冊 二六葉
- 第四冊 一三葉
- 第五冊 一八葉
- 墨付全一 一三葉

(七) 遊紙等

各冊遊紙は以下の如し。

- 第一冊 後補裏表紙の前に後補後遊紙一葉。
- 第二冊 後補裏表紙の前に後補後遊紙一葉。
- 第三冊 原裏表紙の前に原装の後遊紙一葉、後補裏表紙の前に後補後遊紙一葉。
- 第四冊 後補裏表紙の前に後補後遊紙一葉。
- 第五冊 本文尾の後に白紙六葉。

(八) 奥書・識語

第一冊墨付第二四葉表左端に「^{本云}以上長一抄^成猶漏脱号多之」と原識語が存する（本文と同筆）。

第一冊墨付第二七葉裏に、

此抄長一卿編集給^{云々}、捻四卷也^{云々}、為吾門之
龜鑑、諸家亦登用之、豈以不秘禁方乎、

爰有東坊城考祖父秀長卿自筆本、以之不顧

後生嘲咲^{以惡}留訖、文字不審等繁多也、追而可改
而已

明應五年五月 日 翰林小土菅章長

と明応五年（一四九六）五月の本奥書が存する（本文と同筆）。

右の本奥書の中の、「長成」は高辻長成（一二〇五～一二八二）、「秀長」は東坊城秀長（一三三八～一四二一）、「菅章長」は高辻章長（一四六九～一五二五）を各々指す。章長は長成の九世孫。東坊城秀長は『迎陽記』の記主である。

(九) 書入等

第一冊尾（墨付第二七葉裏）の本奥書の後、同葉裏の左端に「一校畢」、次の葉（墨付第二八葉）裏の左上に「卅枚」と各々墨書される。同冊は脱葉が認められず、なぜ、墨付第二八葉裏に「卅枚」と墨書されたか不明である。また、虫損しているものの、墨付第二八葉裏の左下に原表紙に署されている花押と同様と思しき花押を確認し得る。

第二冊本文尾（墨付第二七葉裏）の左端に「一校畢」、次の葉（墨付第二八葉）裏の左上に「廿七枚」と各々墨書される。同冊は本文が全二七葉であり、墨付第二八葉裏の墨書「廿七枚」と合致する。なお、第二冊墨付第二八葉裏の左下は虫損が存し、現状では花押が署されいたか、不明である。

第三冊本文尾（墨付第二六葉裏）の、左端に「廿六枚」、「一校畢」と

各々墨書され、左下には原表表紙に署されている花押と同様の花押が署されている。

以上の「一校畢」及び丁数の墨書は同筆で、第一冊から第三冊の本文とも同筆である。また、右の「一校畢」及び丁数の墨書と花押も同筆と推測される。

第一冊から第三冊の原表表紙に署された花押と、第三冊の尾に署された花押は同筆である。花押は、第一冊から第三冊の本文を書写し、原表表紙の外題等を書し、第一冊から第三冊を校合した人物のものとして推定される。しかしながら、何びとの花押かは鄙見を提出することができない。

(十) 印記

なし

元秘抄四巻〔高辻長成〕編〔江戸時代前期〕写 四冊

〔御所（禁裏）〕、〔有栖川宮職仁親王〕・〔織仁親王〕・〔韶仁親王〕・〔熾仁親王〕・〔熾仁親王〕・〔威仁親王〕、〔高松宮宣仁親王〕 通蔵
資料番号 H一六〇〇一〇一一（夕函一〇）

(二) 装訂・表紙・外題

該本は袋綴装冊子本、四ツ目綴で、原装梔子色表紙である。

各冊の法量は以下の如し。

- 第一冊 縦二八・二×横二〇・七厘
- 第二冊 縦二八・一×横二〇・八厘
- 第三冊 縦二八・一×横二〇・八厘
- 第四冊 縦二八・三×横二〇・八厘

各冊表表紙中央に以下の如き墨筆の打付外題が存する。

第一冊 「元秘抄卷才一」

第二冊 「元秘抄卷才二」

第三冊 「元秘抄卷才三」

第四冊 「元秘抄卷才四」

なお、右の各冊の打付外題は同筆である。

第一冊表表紙、第二冊表表紙、裏表紙、第三冊表表紙、第四冊表表紙・裏表紙の各見返が剝離。

(二) 内題・目録

各冊の内題は以下の如し。

第一冊 「元秘抄一」

第二冊 「元秘抄二」

第三冊 「元秘抄三」

第四冊 「元秘抄四」

内題に接行にて、第一冊「和漢惣載年号／重號／未被用年号」と、第二冊「和漢年号同字類聚上下／漢家年号中我朝未用字／我朝年号中漢家不用字／年号勘文書様／勘文躰付人と外記来告事／菅家人重年号員数／年号引文」と、第三冊「格低」諸例目録／改元月々例／進年号勘文人数多少例／被用舊勘文例／以去年延引勘文次年被用例同依立本字始改元／去年延引勘文今年改進例／依無勘文不被用舊年号例／依無可被用年号被出舊勘文例／依無可被用年号列群儀（業表）儒卿撰申年号例／年号字當時御諱一字被憚例／年号反音雖不快被用例（業表）／…」（以下、第二葉裏第五行まで続く）と、第四冊「格低」諸例目録／年号字難事／反音事／可為疊字否事／兩字之中有他字事／當時御諱可憚一字事／被用舊勘文事／同不被用事」と、各々目録が存する。

(三) 款式

無辺無界。每半葉十二行。一行字数不等。注小字双行（注小字三行書きのところあり）。

青不審紙貼附。墨筆の書入・合点・傍訓・イ本との校異、朱筆の書入・鈎点・合点・傍訓が各々施される。墨筆にて挿入符を附しての挿入あり。なお、朱筆の書入については、次項に於いて後述する。

(四) 本文書写・筆跡

第一冊「元秘抄一」首の「和漢年号」に「永禄^{當今}」と記され、「永禄^{當今}」以後の「元亀^三」から「天和」までの筆跡は、「永禄^{當今}」以前の筆跡とは異なる。「永禄^{當今}」と記されるが、装訂・紙質・筆跡・筆致等から、該本は江戸時代前期に書写されたと推定される。従って、「永禄^{當今}」と記されるのは、親本ないしは祖本に記載されていたものを書写したと推定され、該本の親本ないしは祖本は、永禄年間（一五五八年二月二八日～一五七〇年四月二三日）に書写されたものと推定される。「元亀^三」から「天和」までの筆跡が全て同筆であることから、これらを加筆した人物は一人と推される。これらは一度に加筆されたものか、それとも複数の段階を経て加筆されたものか、断じ難いが、加筆時期の下限は天和年間（一六八一年九月二九日～一六八四年二月二日）かと推測される。

「永禄^{當今}」の「十二」は、「永禄^{當今}」までの筆跡とは異なり、「元亀^三」から「天和」までの筆跡と同筆と推測される。「永禄^{當今}」の「十二」は、「元亀^三」から「天和」までを加筆した人物と同人が加筆したと推測される。

第二冊「元秘抄二」の「和漢號同字類聚」（目録では「和漢年号同字類聚上下」）に以下の如く、朱書きされる。「大永六」、「天文廿五」（「五」は原「四」と書き、これに「五」と重書す。）、「天正廿」（「廿」は原「十」と書き、「十」に抹消符を附して、「十」の右傍に「九」と書き、更

に「九」に抹消符を附して、「十」に「廿」と重書す。）、「天和五」、「延徳^四」、「延寶^九」、「承應^四」、「貞享^五」、「元亀^四」、「元和^十」、「元禄^{十七}」、「寛永^{廿一}」、「寛文^{十三}」、「永正^{十八}」（「八」は原「七」と書き、「七」の右傍に「八」と書す。）、「永禄^{十三}」、「正保^五」、「文亀^四」（「四」は原「三」と書き、これに「四」と重書す。）、「文禄^五」、「慶長^{十九}」（「九」は原「七」と書き、「七」に抹消符を附して、「七」の右傍に「九」と書す。）、「慶安^五」、「弘治^四」、「萬治^四」、「明應^十」（「十」は原「九」と書き、「九」に抹消符を附して、「九」の右傍に「十」と書す。）、「明曆^四」、「享徳^四」、「享禄^五」（「五」は原「四」と書き、「四」に抹消符を附して、「四」の右傍に「五」と書す。）、「延寶^九」、「文亀^四」、「元亀^四」、「明應^十」（「十」は原「九」と書き、「九」に抹消符を附して、「九」の左傍に「十」と書す。）、「承應^四」、「明曆^四」、「慶長^{十九}」（「九」は原「七」と書き、「七」に「九」と重書す。）、「元和^十」、「天和^五」、「慶安^五」、「延徳^四」、「正保^五」、「享禄^五」（「五」は原「四」と書き、「四」に抹消符を附して、「四」の右傍に「五」と書す。）、「永禄^{十三}」、「文禄^五」、「元禄^{十七}」、「弘治^四」、「萬治^四」、「大永八」（「八」は原「七」と書き、「七」に抹消符を附して、「七」の右上に「八」と書す。）、「寛永^{廿一}」、「天文^{廿五}」（「五」は原「四」と書き、「四」に抹消符を附して、「四」の右下に「五」と書す。）、「寛文^{十三}」、「元亨^四」、「永享^{十三}」、「長享^三」、「貞享^五」、「康正^三」、「寛正^六」（原「六」の下部に「五」と書き、「五」に抹消符を附して、「正」と「五」の間に「六」と書す。）、「永正^{十八}」（「八」は原「七」と書き、「七」に抹消符を附して、「七」の右上に「八」と書す。）、「天正^廿」（「廿」は原「十九」と書き、「十九」に抹消符を附して、「十」の左傍に「廿」と書す。）、「文明^{十八}」と。以上の朱筆は、重書・訂正を含め、全て同筆である。これら年号は、鎌倉時代末期、室町時代中期、室町時代後期・戦国期、織豊期、江戸時代初期・前期・中期のものであり、上限が「元亨^四」、下限が「元禄^{十七}」である。朱筆の筆跡が全て同筆であることから、これら

の朱書を加筆した人物は一人と推定される。しかし、これら朱書には重書・訂正が存することから、朱書は複数の段階を経て加筆されたものと推測される。また、「元禄^{十七}」と朱書されていることから、朱書による加筆時期は宝永元年（一七〇四年三月一三日）以降と推される。

(五) 本文料紙

全冊楮紙

(六) 墨付葉数

各冊の墨付葉数は以下の如し。

- 第一冊 二一葉
- 第二冊 二四葉
- 第三冊 二四葉
- 第四冊 一二葉
- 墨付全八一葉

(七) 遊紙

各冊遊紙は以下の如し。

- 第一冊 前遊紙一葉 後遊紙一葉
- 第二冊 前遊紙一葉 後遊紙一葉
- 第三冊 前遊紙一葉 後遊紙一葉
- 第四冊 前遊紙一葉 後遊紙一葉

(八) 奥書・識語

第一冊墨付第一九葉表左端に「^{本云}以上長成抄^ス猶漏脱号多之」と原識語が存する（本文と同筆）。

第三冊尾（墨付第二四葉裏）に、

此一冊、権東坊城式部大輔菅長淳朝臣本自當月
上旬於燈下、連々終写功者也

天文六曆拾月十三日

左兵衛督在判

と天文六年（一五三七）の本奥書が存する（本文と同筆）。

「菅長淳」は東坊城長淳（一五〇六〜一五四八）を指す。「左兵衛督」は山科言繼（一五〇七〜一五七九）と推定される。宮内庁書陵部に天文六年（一五三七）山科言繼書写本『元秘抄』一冊（四一五・四〇二）が蔵されており、山科言繼書写本は該本の親本ないしは祖本かと推測される。⁽²⁾

(九) 印記

なし

縷々、歴博所蔵の高松宮本『元秘抄』五冊（H一六〇〇一七八一）及び高松宮本『元秘抄』四冊（H一六〇〇一〇一一）の書誌事項を列記したに過ぎないが、纏めると次の如きことが言える。

『元秘抄』五冊は、第一冊（巻一）から第三冊（巻三）が天正一四年書写されたものであり、第四冊（巻四）が江戸時代前期写と推定され、第五冊（巻五）が江戸時代中期写と推定され、補配本と推定される。墨筆の加筆時期の下限は慶長年間と推測される。また、該本は、靈元天皇が所蔵し、享保元年から元文二年の間に有栖川宮職仁親王へ賜与された後、威仁親王まで有栖川宮家に蔵され、その後高松宮宣仁親王に継承されたものと推されよう。

『元秘抄』四冊は、江戸時代前期に書写されたと推定される。墨筆の加筆時期の下限は天和年間かと推測され、朱筆の加筆時期は宝永元年以降と推される。該本もまた、享保元年から元文二年の間に有栖川宮職仁親王へ賜与された後、威仁親王まで有栖川宮家に蔵され、その後高松宮

宣仁親王に継承されたものと推されよう。更に、該本は、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の天文六年山科言継書写本『元秘抄』一冊を祖本もしくは親本とするものと推される。

数多くの『元秘抄』伝本のうち、現時点に於いて、稿者が書誌事項を提示し得たものは、本稿と旧稿①②とを合わせて四本に過ぎず、『元秘抄』伝本の全容を明らかにするには、程遠いことは自覚している。『元秘抄』伝本に於ける高松宮本二本、東園基賢令写・書写本、田中本の各写本の定位や書承関係などの本文系統に関する問題は、今後更に『元秘抄』伝本の調査・研究を進めていく上での課題としたい。

本稿が旧稿①②とともに『元秘抄』の伝本の書誌学的な調査・研究や改元・年号関連資料の基礎的研究の階梯として一助となることを念じ、擧筆する。

〔謝辞〕

本稿を為すに際し、該資料の調査では大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館研究部教授・総合研究大学院大学文化科学研究科日本歴史研究専攻教授併任 小倉慈司氏、同館研究部教授・同大学同研究科同専攻教授併任 小島道裕氏、同館管理部博物館事業課資料係専門職員 森谷文子氏の御高配を賜った（五十音順）。茲に記して衷心より御礼申し上げる次第である。

更に小倉氏には調査にて御示教を賜り、資料も提供して頂いた。小倉氏に重ねて衷心より篤く御礼申し上げます。次第である。

〔追記〕

本稿脱稿後、吉岡眞之・田島公・小倉慈司「高松宮家蔵書目録一覽」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第七輯、思文閣出版、二〇二〇年）に接した。当該目録の解説に拠れば、当該目録によって一九六五年時点の高

松宮家の蔵書の全容が窺えると言う（三四六（二九）頁）。当該目録に、『元秘抄』五冊 H一六〇〇―一七八一（系函五一四一）は「外題・目録は靈元院 4〜5 江戸中写、1〜3 室町末写」（二九九（七六）頁）と、『元秘抄』四冊 H一六〇〇―一〇二一（夕函一〇）は「江戸初写」（二八〇（九五）頁）と各々著録される。

註

〔1〕 拙稿「元秘抄解題」（水上雅晴・石立善主編『日本漢学珍稀文献集成・年号之部』第一冊・解題集・第一集 年号勘文基本資料解題、上海社会科学院出版社、二〇一八年）、拙稿「国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書『元秘抄』略解題」（『人文学論集』第三七集、二〇一九年、大阪府立大学人文学会・人間社会システム科学研究科・高等教育推進機構）。以下、本稿では、前者を旧稿①、後者を旧稿②と略称する。旧稿①では国立公文書館所蔵『元秘抄』二冊（卷一 明曆三年（一六五七）〔東園〕基賢令写、〔卷三〕明曆三年〔東園〕基賢写、一四六一―一七一）、旧稿②では歴博所蔵田中本『元秘抄』二軸（卷一 文明一 一九年（一四八七）五月〔東坊城〕和長写、卷二 長享年間（一四八七年七月二〇日）一四八九年八月二一日）〔東坊城和長〕写。H一七四三―一四六七）の各々略解題を記した。なお、『日本漢学珍稀文献集成・年号之部』第一冊・正文・第一集 年号勘文基本資料には影印が備わる。

〔2〕 『元秘抄』及びその編者高辻長成などについては、旧稿①②にて若干触れた。従って本稿ではこれらについて省略に従う。旧稿①②を参照されたい。

〔3〕 歴博では、高松宮本は、H一六〇〇の資料番号が附され、総数一六七一件が登録されている。その他、歴博所蔵であるものの、高松宮本に含まれていない高松宮家旧蔵本は、『源氏物語抜書』（H一三三四。重要文化財）、『和漢朗詠集』（H一三三八。重要文化財）、『古今和歌集恋歌抜書』（H一四二二）、『御撰和歌集断簡』（H一四二二。重要文化財）、『詞花和歌集』（H一四三三。重要文化財）、『伏見天皇宸翰御歌集』（H一四四一―一四五一）、『伝後伏見天皇宸翰十五首和歌』（H一四四一―一四四二）、『禁裏御点取和歌』（H一四四六）、『新楽府』（H一四六八）である。高松宮本に含まれていない高松宮家旧蔵本は、歴博に高松宮本を移管する以前に、文化庁から歴博へ管理換えされた資料であるため、高松宮本のH一六〇〇とは異なる資料番号で登録されている（後掲註〔4〕小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程」三五四―三七三頁）。

〔4〕 主に小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資料価値―歴史資料を中

- 心に」(「高松宮家伝来禁裏本目録」[奥書刊記集成・解説編] (国立歴史民俗博物館、二〇〇九年)。初出の「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資料価値―歴史資料を中心に―(国立歴史民俗博物館編「和歌と貴族の世界 うたのちから」(塙書房、二〇〇七年)を加筆・改題したもの)に拠り、その他、吉岡眞之「はしがき」(人間文化研究機構連携研究「文化資源の高度活用」 中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として― 調査報告1 (平成一八年度) (中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として― 調査報告1 (平成一八年度) (中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として― 研究プロジェクト、二〇〇七年)、相馬万里子「高松宮旧蔵禁裏本と有栖川宮伝来書籍類について」(「高松宮家伝来禁裏本目録」[奥書刊記集成・解説編]、酒井茂幸「高松宮家伝来禁裏本」解題―文学資料を中心に―(「高松宮家伝来禁裏本目録」[奥書刊記集成・解説編]、資料番号順・高松宮家伝来禁裏本一覽」(「高松宮家伝来禁裏本目録」[奥書刊記集成・解説編]、高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」(国立歴史民俗博物館、二〇〇九年)「刊行にあたって」を参照した。なお、歴博所蔵の高松宮本を含め、旧有栖川宮家の蔵書群の形成と伝来の変遷については、小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程」(国立歴史民俗博物館研究報告「第一七八集、二〇一三年)に詳しい。
- (5) 前掲註(4)「高松宮家伝来禁裏本目録」[分類目録編]、「高松宮家伝来禁裏本目録」[奥書刊記集成・解説編]を参照。
- (6) 小川剛生「高松宮家伝来の禁裏文書について―室町後期より江戸前期にいたる「官庫」の遺物として―」(前掲註(4)「人間文化研究機構連携研究「文化資源の高度活用」 中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として― 調査報告1 (平成一八年度)」七頁。
- (7) 前掲註(4)小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程」三三四頁。
- (8) 田島公「御本御目録」(毎日新聞社「至宝」委員会事務局編・宮内庁協力「皇室の至宝 東山御文庫御物」4 (毎日新聞社、二〇〇〇年)。以下、本稿で田島氏の説に論及する場合は当該解説に拠る。「御本御目録」は、縦三五・〇横 五〇・二種、包紙に「御本御目録/十四枚」と墨書されている(図版解説二〇三頁)。なお、「皇室の至宝 東山御文庫御物」4の図版一二四頁に、「御本御目録」第一通(甲上)の書影が掲載される。
- (9) 石田実洋「東山御文庫本「御本御目録」と高松宮家伝来禁裏本」(吉岡眞之・小川剛生編「禁裏本と古典学」(塙書房、二〇〇九年)。以下、本稿で石田氏の説に論及する場合は当該論文に拠る。
- (10) 前掲註(4)小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程」
- (11) 前掲註(9)石田実洋「東山御文庫本「御本御目録」と高松宮家伝来禁裏本」中の積文及び「付表・御本御目録」と現存本の対応(稿)」、前掲註(4)小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程」の「表二 勅封120―13―2御本御目録記載書目と現存史料との対照表」に拠る。以下、東山御文庫本「御本御目録」は、当該石田論文中の積文及び「付表・御本御目録」と現存本の対応(稿)」、当該小倉論文の「表二 勅封120―13―2御本御目録記載書目と現存史料との対照表」に拠る。なお、「元秘抄 五冊」は、石田論文の積文及び付表では「八(申)・「庚方」」の番号は「45」(八〇頁)、小倉論文の表二では「8_追45」(三九五頁)である。
- (12) 小倉真紀子「記録目録」(国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本) (前掲註(9)「禁裏本と古典学」)「翻刻」及び「高松宮本「記録目録」 収載書籍・国立歴史民俗博物館所蔵高松宮本 対照表(稿)」に拠る。なお、同表に於ける、「元秘抄 四冊」の番号は「219」(五五三頁)、「元秘抄 五冊」は「420」(五七一頁)である。
- (13) 小倉真紀子「近世禁裏における六国史の書写とその伝来」(田島公編「禁裏・公家文庫研究」第三輯、思文閣出版、二〇〇九年) 一二四・一二五・一二七・一七八頁。同論文は、初出の「東山御文庫本「統日本後紀」と高松宮本六国史―書写・伝来の背景について―」(二〇〇〇・二〇〇五年度科学研究費補助金(基盤研究(A) 研究成果報告書「禁裏・宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究」(研究代表者 田島公) 二〇〇六年)を加筆・改題したものである。
- (14) 前掲註(12)小倉真紀子「記録目録」(国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本)の「解題」五〇二頁。
- (15) 前掲註(12)小倉真紀子「記録目録」(国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本)の「高松宮本「記録目録」 収載書籍・国立歴史民俗博物館所蔵高松宮本 対照表(稿)」五五三・五七一頁。
- (16) 小川剛生「西面御文庫辰翰古筆並和漢書籍総目録」(宮内庁書陵部蔵有栖川宮本) (前掲註(9)「禁裏本と古典学」)の「翻刻」に拠る。「翻刻」に於ける、「元秘抄 四冊」の番号は「372」(五九五頁)、「元秘抄 五冊」は「385」(五九五頁)である。なお、初出は、前掲註(4)「人間文化研究機構連携研究「文化資源の高度活用」 中世近世の禁裏の蔵書と古典学の研究―高松宮家伝来禁裏本を中心として― 調査報告1 (平成一八年度)」である。
- (17) 前掲註(16)小川剛生「西面御文庫辰翰古筆並和漢書籍総目録」(宮内庁書陵部蔵有栖川宮本)の「解題」五八四頁。
- (18) 前掲註(16)小川剛生「西面御文庫辰翰古筆並和漢書籍総目録」(宮内庁書陵部蔵有栖川宮本)の「解題」五八五頁。
- (19) 前掲註(4)「高松宮家伝来禁裏本目録」[分類目録編]に於いて、「元秘抄」五冊(H一六〇〇―七八一)は二二六頁、「元秘抄」四冊(H一六〇〇―一〇一一)は二二七頁、「高松宮家伝来禁裏本目録」[奥書刊記集成・解説編]四六頁。

(20) 筆跡Cは、『高松宮蔵書目録』(昭和四〇年(一九六五)七月から八月に宮内庁

書陵部図書調査室による調査)に霊元院の宸筆との記載があるものの、前掲註

(4)『高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」』では言及されていない。稿者は、

歴博所蔵高松宮本のうち、『高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」』に於いて外

題のみも含めて霊元天皇宸筆として著録されている資料と筆跡Cとを「データ

ベースれきはく」の「館蔵高松宮家伝来禁裏本データベース」の画像及び歴博第

一調査室架蔵の紙焼き写真帳を用いて比較した。その結果、稿者は、該本の筆跡

Cを積極的に霊元天皇宸筆とは同定し難いと思量される。なお、『高松宮蔵書目

録』は、小倉慈司氏から御示教を得、更には資料提供を受けた。

(21) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の天文六年(一五三七)山科言継書写本『元秘抄』

一冊(四一五・四〇二)が『元秘抄』四冊(日一六〇〇一・〇一一)の親本ない

しは祖本と推されることは、既に前掲註(4)『高松宮家伝来禁裏本目録「分類

目録編』一・二七頁に於いて指摘されている。

(大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科、

国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了)